

件名 高等学校学習指導要領案について

NPO法人家庭科教育研究者連盟

〒151-0071 東京都渋谷区本町 3-52-5 初台中央マンション

③「高等学校学習指導要領案」〔第1章 総則〕に関すること

「教育基本法第2条」を前文として書き込んだことは、学校教育の目的が第2条（教育の目標）にのみ限定されることになる。以下の理由からこれに反対し、「教育基本法2条」を前文とすることを含め、学習指導要領「総則」は全面的に書き換え、個々の子どもの人格完成を重視した学校教育を実現するための高等学校学習指導要領にするべきである。

学校教育は、一人一人の子どもの個々の人格形成のためにあり、戦後の学習指導要領がそれを重視したのは当然である。1958年改訂から数え、6回の学習指導要領総則に記述されていたのは、人格の完成のための知育、徳育、体育の3つの徳がバランスよく形成されるための学校教育について記述されたのがこれまでの学習指導要領であった。

ところが、今回の改訂案は、目標は教育基本法2条に限定され、教育課程に関しては「これからの時代に求められる教育を実現していくために」「よりよい学校教育を通して、よりよい社会を創るという理念」を学校と社会が共有し、「必要な学習内容」を通して「資質・能力」が身に付く教育課程を明確にする」とある。これでは教育課程は個々の高校生の人格の完成ではなく「国家・社会」に役立つ「資質・能力」を育成するものと限定され、「国家・社会」に役立つ画一的な高校生像の育成をめざす教育課程である。

しかもこの画一的な「国家・社会」に役立つ高校生像は幼児期から生涯にわたって形成されることを展望するという、政府が目指す画一的学校教育、画一的高校生像、画一的人物像を形成するとは言いようがない。これは憲法で規定されている思想・良心の自由、学問の自由を侵すもので、高校生にとっても、教える教師にとっても、管理、統制された教育課程に魅力を感じることはできない。

さらに知育と徳育の区切りがなく、知識や技能は「主体的に取り組む態度」を養うとあり、知育の習得よりも道徳的態度に重きが置かれ、現行学習指導要領にある「個性を生かす教育の充実」や個人の尊厳はないがしろにされている。

道徳教育に関しては、教科等、すべての活動全体を通じて教育基本法2条の実現が第一番目に置かれ、現行学習指導要領に記述がある「人権」すらなくなり、「国家・社会の一員としての自覚」が強調されている。

高校生の学校生活すべてに「国家・社会の一員としての自覚」を塗りつぶしている今学習指導要領は、人権も保障されず、ひたすら「お国のために」役立つ若者を育てた戦前の学校教育の再来とは言いようがない。